

令和6年度 第1回 教科用図書選定審議会 議事概要

令和6年4月23日(火)

岡山県庁3階大会議室

I 採択の基準

【採択の方針】

●事務局：「採択基準(案)」の「1 採択の方針」について説明

○委員：採択の方針というものが、誰にどのように示されて、どういう働きをもっているものか、新しく委員になった方もいらっしゃるため、簡単に説明していただきたい。

●事務局：基本的に採択は、採択権者が行う。市町村立学校は、市町村の教育委員会が採択権者、県立学校は県教育委員会が採択権者である。市町村において採択をする際、県教育委員会は採択に関する事務について、市町村教委に指導助言を行わなければならないこととなっている。そのため、今回、大本となる採択の方針を定め、その方針に従い、採択の観点が決まる。その観点に沿って、各教科の教科書を調査研究するということになる。

○委員：今回の選定審議会で諮問・答申を終えたら、市町村教育委員会に対して指導・助言・援助をする。その指導・助言・援助の大本になる採択の方針について、ご意見をいただきたいということだ。先ほどの教科書採択の公正確保のこととか、岡山県教育大綱のことであるとか適宜入れて見直しながら、今日に至っている。概要の案という形で、新しい委員の先生方にもご理解いただけたと思うため、何か質問等があれば、承りたい。資料に、採択権者が誰かということが具体的に示されている。

●事務局：採択権者に関しては、国立学校や私立学校であれば学校長が採択権者、県立特別支援学校や県立中学校は県教育委員会が採択権者となる。

○委員：採択の方針について、事務局のとおりとする。

【採択の観点】

●事務局：「2 採択の観点」について説明

○委員：採択の観点を、我々が議論した後、どのように取り扱われていくのか、その見通しを教えてください。

- 事務局：5月に専門調査委員会を3回開催する。専門調査委員が各教科に分かれて、教科書をその観点で研究する。先ほどの6つの観点に基づいて、専門調査委員が調査研究をし、選定に必要な資料を作っていく。
- 委員：別冊で配布されている「選定に必要な資料について」では、国語の教科書の例が挙がっている。国語の観点の具体が掲載されており、どういう特徴があるのかということ専門調査委員が分析後、文言にし、選定に必要な資料を作成するという流れになっている。文部科学省が著作の名義を有する教科用図書も、ここで審議した採択の観点に即して、どういう特徴をもっているのかを専門委員が検証するという事になっている。
- 委員：採択の観点の内容特徴表現の「知識及び技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む内容が充実していること」の部分で、国から、お互いに議論する力のよなものが入っていた気がするがどうか。
- 事務局：学習指導要領では、知識及び技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むと書かれている。どちらかというと、「自ら」という部分は、岡山県の教育大綱に示されているものである。
- 委員：ただ表現するだけでなく、多様な考えをお互いにぶつけあう中で、議論するという力も求められていると思うのだがどうか。
- 事務局：昨年度も少し議論になったが、主体的・対話的で深い学びというところに関わってくることである。この文言が入ってはいないが、内容の特徴・表現に関わる5つの観点のすべてに関わってきている。表現する力が手段として入っているということは確認しながら進めてまいりたい。
- 事務局：補足をしたい。選定に必要な資料についての参考資料で小学校の英語について例示している。その観点で、英語という教科の特性上、委員がおっしゃっていただいたような、議論をするというような場面が必ず教科の中身として入っている。各教科の観点に落としていったときに、例えば、観点の具体にあるように、自ら考え判断し、表現する力を身に付けさせるために、教材や言語活動がどのように取り上げられているか、というように、各教科の中で網羅をしつつ、具体の場面のところで落とし込める観点があればそれを落とし込んで、列挙するという形になっている。
- 委員：昨年度から今年度に向けて、加味したいことを受けて、国語と英語の資料を付けていると思うが、もう少し詳しい説明があれば教えてほしい。
- 事務局：作っていただく資料の見本として付けている。前の検定の時の資料があるとわかりやすいと思い、中学校の国語と小学校の英語をつけている。デジタル教科書の調査研究について、紙がベースではあるが、考慮の一つにすることができるとされている。昨年度、外国語はすべての児童に対し、デジタル教科書の給与があったため、

参考になるかと思い、付けている。もう一つは、特別支援学校のもので、こちらも見本として付けている。

○委員：採択の観点について、事務局案の通りとする。

【採択の手続き】

●事務局：「3 採択の手続き」について説明

○委員：（1）は小学校について書かれたものであるため、今回は（2）～（4）が中心になるということによろしいか。

●事務局：よい。

○委員：採択の手続きについて、事務局案の通りとする。

II 選定に必要な資料

●事務局：「選定に必要な資料」について説明

○委員：検定と採択替えが2回続けて行われている理由は何かあるか。

●事務局：学習指導要領の改訂があったため、29年度の後も、30年度から新しいものになっている。2個並んでいる検定のうち、29年度はほぼ新しい教科書が出なかった。

○委員：よくあることか。

●事務局：10年に1回ある。

○委員：そのサイクルは決められているか。

●事務局：10年に1回となっている。学習指導要領改訂の10年に1回のサイクルと、教科書採択の4年に1回のサイクルが組み合わさるとこのようになる。

○委員：専門調査員会について、事務局案の通りで設置することとし、「選定に必要な資料」については、次回の審議とする。